



金沢市公報

号外第22号の3

令和6年(2024年)12月20日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

●規則

- 金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 1
○金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (介護保険課) 1

●告示

- 金沢市被災宅地等復旧費補助金交付要綱の一部改正について (危機管理課) 1

●公営企業管理規程

- 金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 (企業総務課) 2

規 則

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

金沢市長 村山 卓

●金沢市規則第45号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第21号中「第334条」を「第335条」に、「第457条」を「第463条の25」に改め、同条第2項中「第6条の8」を「第6条の7第4項」に、「第6条の2の3ただし書」を「第6条の2の4ただし書」に改め、同条第3項中「第6条の2の3本文」を「第6条の2の4本文」に改める。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定(同条第2項の改正規定(「第6条の2の3ただし書」を「第6条の2の4ただし書」に改める部分に限る。)及び同条第3項の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

金沢市長 村山 卓

●金沢市規則第46号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則(平成12年規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「医療保険被保険者証記号番号」を「医療保険被保険者記号・番号・枝番」に改める。

様式第5号及び様式第14号中「医療保険被保険者証記号番号枝番」を「医療保険被保険者記号・番号・枝番」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

●金沢市告示第316号

金沢市被災宅地等復旧費補助金交付要綱(令和6年告示第187号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月20日

金沢市長 村山 卓

第9条を次のように改める。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象工事の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 対象工事(次号に掲げる対象工事を除く。) 当該対象工事に要する費用の額から500,000円を控除した額に6分の5を乗じて得た額(この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)であって、9,583,000円を超えない額

(2) 過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となった被災宅地等において行う対象工事 当該対象工事に要する費用の額に6分の5を乗じて得た額(この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)であって、9,583,000円から過去にこの要綱に規定する補助金として交付した額を控除した額を超えない額

第10条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

改正後の第9条及び第10条の規定は、令和6年7月1日以後に着手する対象工事(金沢市被災宅地等復旧費補助金交付要綱附則第2項の規定によりその例により補助金を交付することができるとされる対象工事を含む。)について適用する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年12月20日

金沢市公営企業管理者 松田滋人

●金沢市公営企業管理規程第9号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程(昭和55年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第22条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(領収証書等の交付)」を付し、同条第1項中「現金取扱員」の次に「、出納取扱金融機関等」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、領収証書を交付しないことができる。

(1) 出納取扱金融機関等が納付者から口座振替の方法で公金の納付を受ける場合

(2) 指定公金事務取扱者が納付者から現金以外の方法で公金の納付を受ける場合において、領収証書を交付することが困難であり、かつ、納付者において支払の事実を確認できる手段が講じられていると管理者が認めるとき。

第22条に次の1項を加える。

3 前項の規定により領収証書を交付しない場合は、管理者は、領収証書を交付しない旨をあらかじめ納付者に告知するものとする。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。